



実は、表紙のお土産全て、
日本に持ち帰ることが
できないかもしれません。

世界中に生息する野生の動植物は、
様々な要因によって、
絶滅の危機にさらされています。

野生動植物を将来にわたって持続的に利用するために、
乱獲や過剰な利用を防止するためのルールが必要です。

ワシントン条約

野生動植物が過度な国際取引に利用されることのないようにする
ために生まれた条約です。

絶滅のおそれの程度等に応じて附属書ⅠからⅢに分類し、それぞ
れの取引を規制するためのルールを定めています。

附属書Ⅰ掲載種

附属書Ⅰ掲載種絶滅のお
それがあり、取引の影響
のある種



原則的に

国際取引禁止

附属書Ⅱ・Ⅲ掲載種

現在は絶滅のおそれはない
が、取引を規制しなければ
絶滅のおそれのある種



国際取引の規制
手続きをすれば
輸入可能

(大部分が附属書Ⅱに該当します)

規制対象(手続きが必要なもの)か
どうか、よく確認してから
購入しましょう。

ワシントン条約



経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 野生動植物貿易審査室

代表03-3501-1511
直通03-3501-1723

平成29年9月1日発行



Souvenir Guide

～お土産を買うその前に～



経済産業省

海外旅行先で
注意!

えっ、これもだめなの？

～お土産購入で失敗しないために～



海外で購入した現地の民芸品が、税関でワシントン条約(※裏面参照)の対象である、と差し止められた。どうしたらよいのか？

残念ながら、その民芸品にワシントン条約対象種が用いられているのであれば、輸出手続きがされていないものは**輸入できません**。返送して輸出国の許可を取り直し改めて輸入手続きしていただくか、所有権の放棄をしていただくことになります。



免税店で正規の化粧品を買ったのに、どうして差し止められるの？

ワシントン条約対象種の場合、免税店で購入したもので**規制種が含まれる製品は、輸出国の手続きなしに輸入できません**。



中国で売られている漢方薬をどうしても購入したい。どうしたら日本に持ち帰られるのか？

ワシントン条約対象種が含まれる漢方薬でも、**輸出国の許可書(CITES)**を税関申告時に提出すれば輸入できます。

※ただし、含まれる成分が附属書II掲載種の場合、附属書Iについては事前に別途手続きが必要になります。



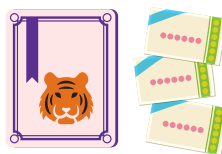
これから海外旅行にいくのだけど、お土産ショッピングの際、失敗しないためにはどうしたらいいの？

販売店に必ず購入前にワシントン条約規制種を含むかどうか、確認しましょう。対象種であれば、**輸出許可書の発行**をお願いしてください。それを把握していないお店では購入しない方が賢明です。



生きているものだけでなく、動植物を使った加工品も、
ワシントン条約※で保護されています ※裏面参照

漢方薬



トラやクマなどの成分が入った漢方薬

化粧品



沈香などが入ったお香、
キャビア入りクリーム、
アロエの美容液等

楽器



ニシキヘビを使った楽器(二胡等)、
ローズウッドを使った楽器
(ギター、木管等)

植物



サボテンやラン、アロエ

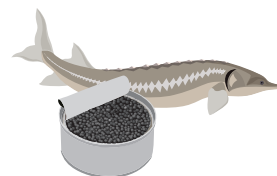
こんな身近なものも規制の対象です

お土産



ワニ革のバッグ、
毛皮のコートや織物
象牙やべっ甲を使った工芸品

珍しい食べ物



キャビア
トラの肉、ワニジャーキー

生きている動物



インコ・オウムなどの鳥類
トカゲ・カメなどの爬虫類

拾ったもの



貝殻や鳥の羽

※ただし、以下の場合、税関への申告は必要ですが、日本での輸入手続きは不要となります。
(輸出手続きについては輸出国に必ず確認してください)

【お土産品特例】以下の条件を満たす貨物を本人が個人で使用する目的で携帯し、輸入する場合

- ワシントン条約の**附属書II**に該当する動植物であって、一人当たりの個数が、次の範囲内であること。
 - (1) 食料品である附属書IIのチョウザメのキャビア :125g
 - (2) サボテンを使用したレイnstick :3 個
 - (3) 附属書IIのワニを使用した製品 :4 個
 - (4) ピンクガイの殻 :3 個
 - (5) シャコガイ :3 個 (3 個の総重量が 3kg 以内に限る。)
 - (6) 上記以外の動植物を使用した製品 :4 個
- 動植物の学名**が生産者や販売業者などの提供する書類などにより確認できること。
- 生きたものでない**こと。
- 商業目的でない**こと。

詳しくは
HPで



せっかくの海外旅行。楽しい気分とお土産を家まで持って帰れるように、
確認してから購入!を徹底しましょう

